

あ お も り 水 道 だ よ り



☆ トピックス ☆

- | | |
|----|---|
| P1 | 平成29年度青森市水道事業会計決算の概要
水源保護区域での制限行為には許可が必要です
災害に強い水道の構築 |
| P3 | 水抜き栓のご確認について
無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります
鉛の水道管（鉛管）への対応とお客さまへのお願いについて |
| P4 | 貯水槽水道の管理について
油漏れにご注意ください |
| P5 | 水道水の水質検査について |
| P6 | 見積り水量での水道料金の徴収について
水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください |
| P7 | 道路漏水について
引越し（転入・転出）の手続きを忘れずに!!
お問い合わせ先一覧 |

【横内川水源地取水ゲートと雪上車】

本市の水道水源の多くは山間部にあるため、冬期間は雪上車も活用しながら、定期的に水源域の巡回や水質監視活動を行っています。

上の写真は横内川水源地で、明治42年の水道事業創設当時の水源地です。



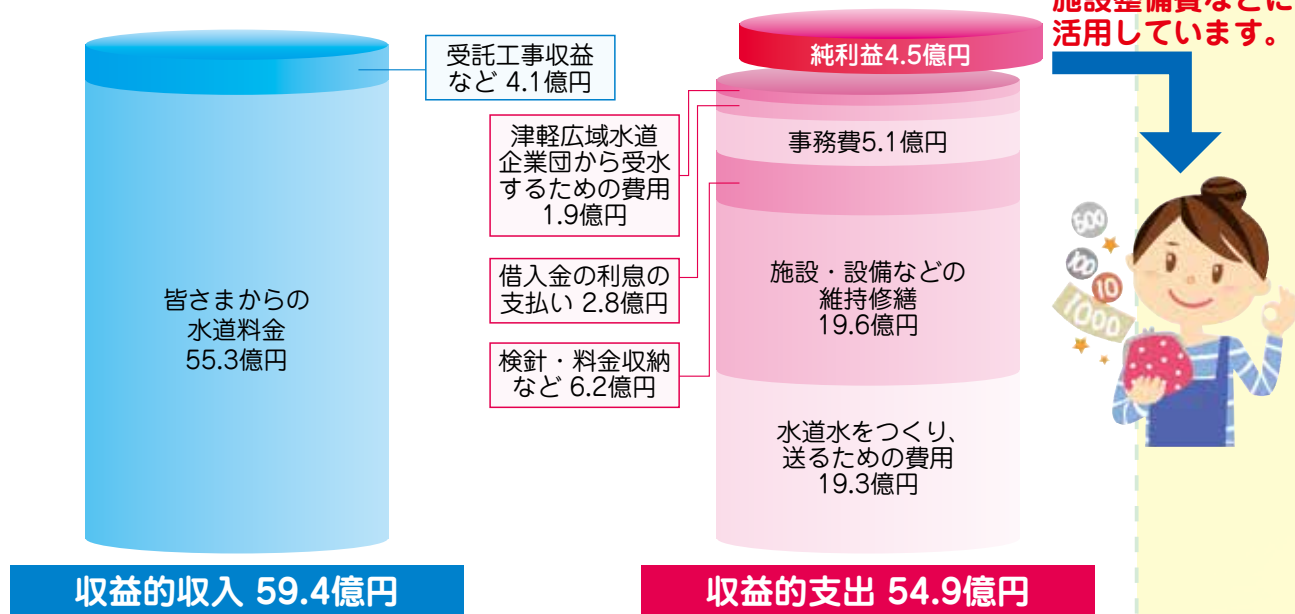
青森市水道キャラクター
「しずくちゃん」

青森市企業局水道部

◆ 平成29年度青森市水道事業会計決算の概要 ◆

(金額は消費税抜きで表記しています。)

収益的収支（水道水をつくりお届けするための収支）



水源保護区域での制限行為には許可が必要です

市では、市民の宝物である安全で良質なおいしい水を将来にわたり安定的に供給するため「青森市横内川水道水源保護条例」を制定し、行政、市民及び事業者などが一体となって横内浄水場の水道水源を守ることとしています。

【条例の特徴】

- 条例が指定する水源保護区域内での汚水等を発生させるおそれのある行為については、個人、事業者を問わず、全て許可が必要です（一部例外あり）。
- 無許可行為、許可内容に反する行為などをしたときは、懲役や罰金といった罰則を伴います。

【許可が必要な行為】

- 汚水等の発生原因となる建築物やその他の工作物を設置する行為（建築物の改築、増築などを含む）
- 宅地造成、土地の開墾、木竹の伐採、その他土地の形質を変更する行為
- さく井（井戸を掘ること）などの行為



さらに、市内に点在する他の水道水源についても「青森市水道水源保護指導要綱」により、同じく保護しています。詳しくは、青森市水道事業ホームページでご確認いただけます。

総務課財産チーム ☎ (017) 734-4201

飲料水の確保

主要な配水池に緊急遮断弁を設置するなど、大規模災害時の飲料水の確保に努めています。

現在、市民約30万人に対し、7日分の飲料水を確保できる状況にあります。

応急給水資機材の備蓄

- ◆ 給水タンク車…3台
 - ◆ 給水タンク…29基
 - ◆ 給水袋…約30,000枚
- を保有しているほか、ペットボトル水の備蓄なども行っています。

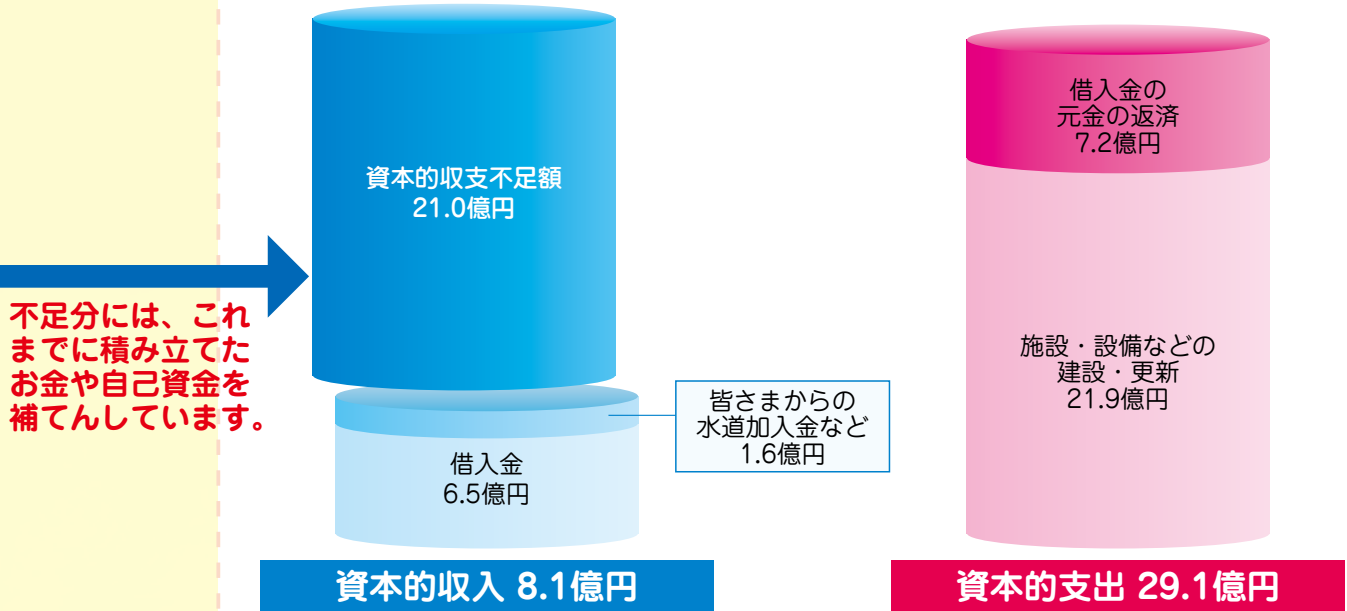
停電対策

災害時に停電が起きた場合でも、浄水処理や各家庭に水を送ることができるようにするため、各浄水場などには、自家発電設備を設置しています。

水道事業は「地方公営企業法」に基づき、独立採算を基本に事業運営しており、市民の皆さまからの水道料金や国からの借入金などにより成り立っています。

これらの収入は、水づくりや水をお届けするための費用のほか、施設・設備などの建設・更新や借入金の返済などに充てられています。

資本的収支（水道施設をつくるための収支）



災害に強い水道の構築

横内浄水場の北系沈殿池を耐震施設に更新しています

沈殿池は、川から取り入れた水に含まれる木の葉・砂・泥などを沈殿させて取り除くための施設で、横内浄水場の北系沈殿池は、明治42年に完成、供用後100年以上経過し施設の老朽化が進んでいることから、耐震施設へ更新する工事を行っています。

今年度は新しい沈殿池の基礎工事が完了し沈殿池本体の築造に着手しており、完成は2020年度末を予定しています。

新しい沈殿池の基礎工事では、杭径600mm、長さ18mから57mの杭を298本打込みました。固い地盤まで杭を打つことで、大きな地震にも耐えられる強い施設となり、災害時でも安定した水づくりが可能となります。



新しい沈殿池の基礎工事の状況（地上から）



新しい沈殿池の基礎工事の状況（上空から）

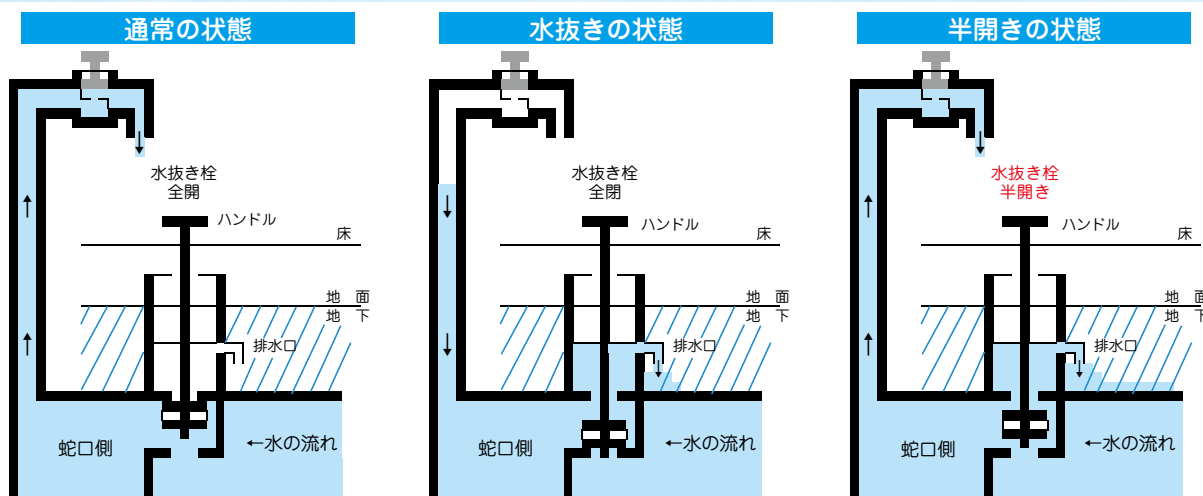
【新しい沈殿池の概要】

- ◆沈殿池能力：15,000m³/日×2池
- ◆規模：17.0m×94.75m×有効水深3.5m×2池
- ◆構造：鉄筋コンクリート造

◆ 水抜き栓のご確認について ◆

水抜き栓が半開き状態だと、凍結したり、漏水した状態になることがありますのでご確認をお願いします。

※水抜き栓を操作（開け閉め）する際は、水抜き栓が回らなくなるまで、きっちり回してください。



通常時は、水抜き栓のハンドルを左（反時計回り）に止まるまで回して使用します。

水抜きする場合は、水抜き栓のハンドルを右（時計回り）に止まるまで回します。蛇口を開くと水道管に空気が入り、水が抜けます。

水抜き栓が半開きの状態では、蛇口は通常通り使用できませんが、地下に水が流れたままで漏水した状態になります。水を多く使用した覚えがないのに、水道料金等が高額となる場合があります。

！器具によっては操作方法が異なる場合がありますので、取扱説明書をご確認ください。！

◆ 無届工事や水道水の不正使用は過料が科されることがあります ◆

給水装置の新設・改造・撤去の工事を行う際は、青森市水道事業条例の規定により水道部の承認が必要です。

なお、水道部の承認を受けずに、給水装置の新設などの工事を行ったり、正当な理由（※）がなく、止水栓の開閉をしたとき、また、不正行為により料金などの徴収を免れた場合は、青森市水道事業条例の規定により、過料が科されることがありますのでご注意ください。

※正当な理由とは、以下の場合などです。

- ①水道部の職員または水道部から依頼を受けた者が開閉する場合
- ②水道部の承認を受けた工事を行うため開閉する場合（通水確認も含む）
- ③修繕工事を行うために、指定給水装置工事事業者が開閉する場合
- ④メーター以降に漏水があり水抜き栓で止水することができない場合
- ⑤事前に水道部の了解を得た場合



◆ 鉛の水道管（鉛管）への対応とお客さまへのお願いについて ◆

本市（青森地区）で昭和45年まで給水管に広く使われてきた鉛管は、通常の使用状態では問題ありませんが、長時間水道水を使用しなかったときに、水質基準を超える鉛が溶け出すことがあります。

そのため、長時間留守にした後や朝一番の水は、バケツ1杯程度を飲み水以外に利用することで、安心してご利用いただけます。



【お客さまへのお願い】

給水装置（給水管）はお客さまの財産です。鉛管への対応は、管の取替えが抜本的な対策となりますので、水道メーター以降蛇口までの鉛製給水管の取替えをぜひご検討ください。（工事費用はお客さまの負担となります。）

◆ 貯水槽水道の管理について ◆

貯水槽水道は、設置者が適正に管理することとなっています。ポイントは以下のとおりです。

①貯水槽の清掃

1年に1回以上、専門の清掃登録業者による清掃を行ってください。

②水質管理

毎日、水の色・味・臭いに注意し、年に1回は水質検査（臭気・味・色・色度・濁度・残留塩素）を受けてください。

③貯水槽の点検と改善

月1回程度、水の汚染がないか水槽の点検を行い、不備があれば改善してください。

④給水の停止

水が人の健康を害するおそれがあると判明したときは、直ちに給水を停止し、利用者へ周知するとともに、施設課または青森市保健所に連絡してください。

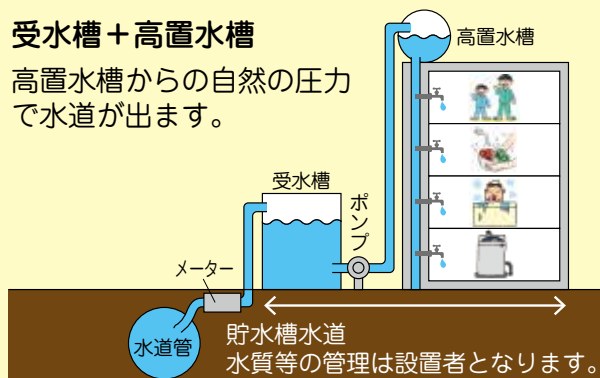
⑤施錠など

関係者以外立ち入りできないよう、マンホールや水槽室・ポンプ室に施錠し、週1回程度見回りをし、安全性を確保してください。

※水道部では、貯水槽水道の管理状況を把握するため、毎年12月から2月にかけて、設置者の皆さまへの調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

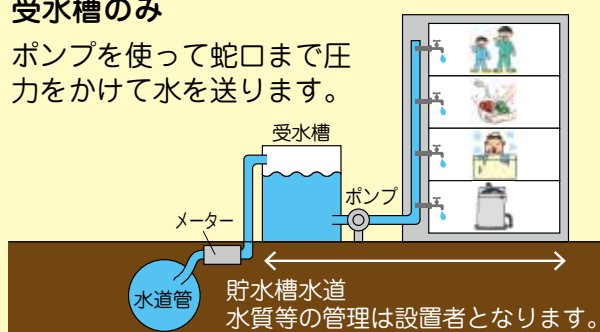
受水槽＋高置水槽

高置水槽からの自然の圧力で水道が出ます。



受水槽のみ

ポンプを使って蛇口まで圧力をかけて水を送ります。



施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234
青森市保健所生活衛生課 ☎ (017) 765-5288

◆ 油漏れにご注意ください ◆

灯油などの油漏れが発生すると、地中の水道管に油が浸透し水道水に油の臭いが移ることがあり、水道管や土の交換が必要になる場合があります。

被害防止のため、次の点にご注意ください。

ホームタンクについて

- ◆給油の際は、地面にこぼさないようにしてください。
- ◆老朽化している場合は、損傷がないか確認してください。
- ◆新設・移設の場合、水道管の近くに設置しないでください。
- ◆積雪・落雪による破損にご注意ください。

定期的にホームタンクや周囲の点検をして被害を未然に防ぎましょう。

その他

- ◆塗料・シンナーなども地中に捨てず、廃棄業者に依頼するなど適切に処理してください。

(参考)

油漏れのチェック項目

- ☑タンクに小さな亀裂、にじみや漏れがないか。
- ☑配管の地中埋設箇所・家屋内・床下・排水設備で油臭がしないか。
- ☑灯油の使用量以上に燃料ゲージが減っていないか。
- ☑積雪・落雪・除雪によりタンクの配管などが損傷していないか。
- ☑融雪槽内に灯油が漏れていないか。

施設課給水装置チーム ☎ (017) 774-1234

◆ 水道水の水質検査について ◆

平成29年度水質検査結果について

検査結果は、水質基準項目（51項目）すべての基準に適合し、多くの項目で基準値の10分の1以下を達成しました。過去と比較しても変動が少なく、良好な水質と高い安全性を安定的に確保しています。

下の表は検査結果の一部を抜粋したものです。なお、代表的な給水栓末端（蛇口水）の定期検査結果は、毎月、青森市水道事業ホームページに掲載していますのでご覧ください。

分類	項目	国の水質基準	横内浄水場	堤川浄水場	原別配水所	油川配水所	天田内配水所	花岡配水場
病原生物	一般細菌 大腸菌	100個/1mL以下 検出されないこと	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出	0 不検出
金属	カドミウム	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
	鉛	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	マンガン 鉄	0.05mg/L以下 0.3mg/L以下	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.010	0.001未満 0.010	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.005未満	0.001未満 0.005
無機物	シアン類	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満
	硝酸類	10mg/L以下	0.14	0.14	1.04	0.05未満	0.12	0.23
	塩化物イオン	200mg/L以下	10.7	29.5	19.4	47.0	17.3	13.0
	硬度	300mg/L以下	21.9	94.8	50.6	51.3	55.1	17.8
有機物	有機炭素濃度	3mg/L以下	0.3	0.2	0.1	0.1未満	0.1未満	0.4
基礎的性状	pH値	5.8以上8.6以下	7.40	7.34	7.39	8.12	8.07	7.15
	味・臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	色度 濁度	5度以下 2度以下	0.5未満 0.1未満	0.5未満 0.1未満	0.5未満 0.1未満	0.5未満 0.1未満	0.5未満 0.1未満	0.5未満 0.1未満
消毒効果	残留塩素	0.1mg/L以上 1mg/L以下	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4

※各浄水場の場所については、青森市水道事業ホームページでご確認いただけます。
※表中の「〇〇未満」とは、測定機器で検出可能な最小値よりも小さいことを表しています。

シリーズ「水質基準って何？」

前回まで、水質基準項目の分類や水質基準値、単位の見方についてご紹介してきましたが、今回から、各検査項目の検査方法や測定値についてご紹介していきます。

今回は残留塩素の測定方法についてご紹介します。この項目は、水道水の水質基準項目ではありませんが、水道法では、蛇口からでる水には、必ず0.1mg/L以上の残留塩素がなければならないと規定されています。



残留塩素の比色法（簡便法）による測りかた

検査する水10mLにDPD試薬を1袋加えます。

DPD試薬は、残留塩素の濃度が高いほど濃いピンク色を示す試薬で、残留塩素測定器を使用し、この色の濃さを測ることにより、残留塩素の濃度がわかります。

このとき検査する水の量により濃度が変わるので、一定量の水を量り採ることが重要です。

もっとも近い色の数値が濃度となります。



① 水道水と試薬を用意

② 試薬を加えます

③ ピンク色に変化します

④ 測定器に入れます

⑤ 0.5mg/Lと測定

塩素の重要性について

水中に残った微量の塩素の働きで、水の消毒効果が持続することにより、蛇口からでる水の安全性が確保されます。

残留塩素が途中で消えてしまわないように、浄水場では塩素の量を調節しています。塩素のにおいが気になり、不安に感じてしまう方もいるかもしれませんが、水道水中の塩素が人の健康に害を及ぼすことはありません。

どうしても塩素のにおいが気になる方は、5分程度煮沸し、冷やして飲むなどの方法があります。



◆ 見積り水量での水道料金の徴収について ◆

冬期間、積雪のため水道メーターのボックスがふさがりなどして検針ができない場合は、前月までの平均的な使用水量などを基にした見積り水量での水道料金を徴収します。

この場合、雪解け後など、検針ができた際に、見積り水量と実際の使用水量との間に生じた過不足分の水道料金を精算します。

【水道料金の精算方法（算定の例）】

積雪のため1月分と2月分の検針ができなかった場合、直近3か月分（10月分～12月分）の平均使用水量をもとに算定した水道料金を徴収します。3月分の検針ができた場合、その検針までの使用水量を、各月とも均等に使用したものとみなして再計算し、過不足分の水道料金を3月分の水道料金で調整します。具体的な計算内容などは、以下の表と算定式を参照してください。

月	水道メーターの指針	使用水量実績	見積り水量での算定		実際の使用水量での算定 (1月分から3月分は再算定)	
			水量	水道料金	水量	水道料金
10月分	1,235㎡	15㎡	直近3か月分の 平均使用水量は 「15㎡」		15㎡	2,527円
11月分	1,249㎡	14㎡			14㎡	2,386円
12月分	1,265㎡	16㎡			16㎡	2,667円
1月分	検針できず	-	見積り水量 15㎡	2,527円	② { (17㎡) (2,808円) (16㎡) (2,667円) (16㎡) (2,667円)	
2月分	検針できず	-	見積り水量 15㎡	2,527円		
3月分	1,314㎡	-	① (49㎡)	③ (8,142円)		
合計			見積り水量 30㎡	5,054円	④ (3,088円)	

算定式は、
こちら。



①	1,314㎡ (3月分メーター指針)	-	1,265㎡ (12月分メーター指針)	=	49㎡ (1月分～3月分の使用水量)
②	49㎡ (1月分～3月分使用水量)	÷	3か月 (1月分～3月分)	=	16㎡あまり1 (1月分～3月分の平均) ※あまり分は、古い月から1㎡ずつ加えます。
③	49㎡ (1月分～3月分使用水量)	⇒	8,142円 (3か月分の合計金額)		
④	8,142円 (3か月分の合計金額)	-	5,054円 (1月分～2月分徴収済額)	=	3,088円 (3月分水道料金徴収額)

※「メーター口径：20mm、用途：一般用」で算定しています。

※下水道使用料・農業集落排水施設使用料についても、同様の方法で精算・徴収します。

◆ 水道料金のお支払いは、便利な口座振替をご利用ください ◆

領収書又は使用水量のお知らせ

預貯金通帳

お届け印



又は



上記をご持参のうえ、以下の金融機関、水道部営業課又は浪岡事務所上下水道課の窓口でお申し込みください。

☆ご利用可能な金融機関

青森銀行・みちのく銀行・青い森信用金庫・青森県信用組合・東北労働金庫・みずほ銀行・秋田銀行・岩手銀行・北日本銀行・商工組合中央金庫・青森農業協同組合・青森県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

営業課 ☎ (017) 734-4281 ・ 浪岡事務所上下水道課 ☎ (0172) 62-1143

◆ 道路漏水について ◆

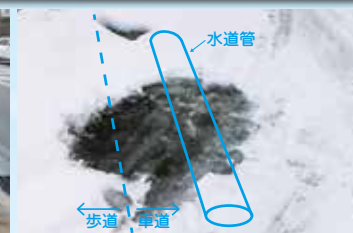
晴天なのに車道・歩道や水気のないところが濡れている、水たまりがあるなどの場合は、水道管から漏水している可能性があります。

また、冬期は一部だけ雪が溶けて水たまりになっているところがあれば漏水のおそれがあります。

発見された場合は、ご連絡をお願いします。



夏期漏水のイメージ写真



冬期漏水のイメージ写真

施設課管路維持チーム ☎ (017)777-4255

◆ 引越し(転入・転出)の手続きを忘れずに!! ◆

例年3月から4月は、転勤・進学などで引越し(転入・転出)が多くなります。

引越しに伴い「水道を新たに使用する」「水道の使用を中止する」際は、水道使用の手続きを忘れないようにお願いします。

基本料金は使用開始日・使用中止日によって日割り計算しますが、手続きをされないと日割り計算ができませんのでご注意ください

転入時(使用開始)の手続き

入居先にある「水道使用開始申込書」に使用者氏名・フリガナ・電話番号・使用開始日などをご記入のうえ、投函してください。なお、申込書が見当たらない場合は営業課へご連絡ください。浪岡地区については、浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

また、転入の手続き終了後「水道使用開始のお知らせ」をお送りしますので、記載内容をご確認ください。

転出時(使用中止)の手続き

次の事項について営業課又は浪岡事務所上下水道課へご連絡ください。

《ご連絡いただく事項》

使用者氏名・お客さま番号・住所・引越日・引越先住所・電話番号・料金精算方法など

営業課 ☎ (017)734-4281・浪岡事務所上下水道課 ☎ (0172)62-1143

🔄 お問い合わせ先一覧

項目	お問い合わせの内容	担当課チーム名	電話番号
料金関係	水道の使用開始・終了など(転入・転出)	営業課各チーム (検針・収納・業務管理)	(017)734-4281 (017)734-4202
	料金の確認、料金の支払い(口座振替・納付書払)		
	★浪岡地区については	上下水道課水道チーム	(0172)62-1143
給水装置関係	蛇口などの給水装置の新設・改造、水道加入金など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
漏水関係	公道で水が漏れている場合など	施設課管路維持チーム	(017)777-4255
	宅地内で水が漏れている場合など	施設課給水装置チーム	(017)774-1234
水源保全関係	横内川水道水源保護条例・水道水源保護指導要綱に関する事前協議など	総務課財産チーム	(017)734-4201
水質関係	水道水の水質	横内浄水課水質管理チーム	(017)738-6507
ホームページ	青森市水道事業HP	「青森市水道事業」で検索してください	
下水道関係	下水道使用料、農業集落排水施設使用料に関すること	環境部下水道総務課 水洗化普及チーム	(017)752-0029
	★浪岡地区については	上下水道課下水道チーム	(0172)62-1159

「水道だより」についてご意見や感想などは、青森市水道部総務課までお寄せください。

〒030-0841 青森市奥野1丁目2番1号 電話(017)734-4201 FAX(017)774-4913
E-Mail: josui-somu11@city.aomori.aomori.jp